

川西市善意銀行

社会のために尽くしたい、人のために何かをしたいという気持ちを持っていても、そうした善意をどのように活かしてよいかわからないまま、埋もれがちになってはいないでしょうか。

「善意銀行」は、皆さんの善意を『預託』という形で預かり、川西市の福祉事業などに活用させていただきます。

■ 善意を効果的に活かすために

善意銀行は、皆さんから預かりました善意を公正にかつ効果的な払出しをするために、福祉関係機関・団体などの代表により運営委員会を組織し運営しています。

また、善意銀行は多くの方からの善意をまとめて活用しますので、金額の多少に関わらずお受けしています。

■ 預託及び払出し内容

1. 金銭預託

善意の寄付、香典のお返し、出産や結婚の記念、バザーの売上げなど様々な機会に善意を預託いただいています。

一般預託として広く福祉のために預託されるものは、次のような福祉事業等に払い出します。

- 要援助世帯 児童・生徒修学旅行補助
- 要保護世帯 児童・生徒の修学支援(学用品費用等)
- 地域福祉事業等
- 要保護世帯 大学・専門学校受験料補助
- 当事者団体運営経費助成
- 子ども食堂・学習支援に関する助成
- 生活一時つなぎ資金 ○ 災害見舞金
- その他

2. 物品預託

介護用品(リハビリパンツ・紙オムツ・パッドなど未開封のもの)、衣料品(肌着、タオル、雑巾など)、食料品(レトルト食品、缶詰など)などを預託いただいています。

物品は、福祉施設や福祉団体に払い出したり、社会福祉協議会の事業に活用させていただきます。物品に関しては活用が難しい物もございますので、まずはご相談ください

■ 寄付金の報告

本会が発行しています広報紙『社協かわにし ぽけっと』にて、ご寄付をいただいた方の氏名、金額、物品名等を掲載し、報告しています。

■ 受付方法

直接事務所にお持ちいただきますか、金銭の場合は銀行振込でも受け付けています(ただし、振込手数料がかかります)。なお、振込みの場合、誠にお手数ですが領収書をお送りさせていただきます。川西市社会福祉協議会までご連絡くださいますようお願いいたします。

電話番号：072-759-5200 FAX：072-759-5203

■ 振込先

三井住友銀行 川西支店 普通預金 3242392

池田泉州銀行 川西支店 普通預金 4859932

口座名義 福)川西市社会福祉協議会 川西市善意銀行

ボランティア基金

■ ボランティア基金とは

川西市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的に継続的なボランティア活動を育成・助長することを目的とし、寄付金をもって積み立て、その原資及び利息を次の事業に活用します。

令和 7 年 3 月末現在の積立金 19,358,704 円

■ ボランティア基金の払い出し先

- (1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興のための調査研究事業
- (3) ボランティア活動のための機器、機材の整備事業
- (4) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (5) 社会福祉協議会ボランティア活動センターの行う事業
- (6) 基金造成のための啓発事業
- (7) その他、目的達成のため必要と認められた事業

■ 振込先

三井住友銀行 川西支店 普通預金 3680948
池田泉州銀行 川西支店 普通預金 4859933
口座名義 福) 川西市社会福祉協議会

◎ 税制の優遇措置

社会福祉法人への寄付金については、以下のとおり税制上の優遇措置が講じられています。

1. 個人の場合

個人が行った寄付金については、一定額を所得税の課税所得から控除することができる『寄付金控除』の制度が設けられています。

○所得税に係る寄付金控除額

寄付金額(年間所得の 40%を限度とする額) - 2,000 円

2. 法人の場合

法人が行った寄付金については、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で『損金算入』することができます。

○次に掲げる金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額

イ その事業年度終了の時における資本金等の額(零に満たない場合は零とします)を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 3.75 (注)に相当する金額

(注)平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 1000 分の 2.5 に相当する金額

ロ その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 (注) に相当する金額

(注) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額